

18 農畜産業機械等リース支援事業

【2, 742(0) 百万円】

対策のポイント

産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

＜背景／課題＞

- ・産地収益力の向上、経営体の育成及び新規就農の促進等の取組を推進するためには、生産コストの低減や生産方式の合理化、農業経営の効率化等を図ることが重要。
- ・リース方式は、購入する場合に比べ、資金運用の効率化、費用負担の平準化、物件の陳腐化の回避、事務負担の軽減等のメリットがあることから、リース方式での農業機械等の導入を促進することが必要。

政策目標

- 事業実施産地の農業産出額を5%以上増加
- 農業機械等の共同利用に取り組む受益農家約2,100戸／年
- 効率的・安定的な農業経営：酪農約2万戸、肉用牛約1万戸

＜主な内容＞

1. 産地収益力向上型

産地の収益力を向上させるため、産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会）

2. 経営体育成型

意欲ある農業者の経営改善・発展を計画的に促進するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料の1／2、3／10以内）
事業実施主体：民間団体）

3. 畜産新規就農等支援型

畜産部門の経営継承等を促進するため、新規就農者等が必要とする農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等）

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945 (直))
2の事業 経営局経営政策課 (03-6744-2144 (直))
3の事業 生産局畜産企画課 (03-3501-1083 (直))